

須賀川市中小企業融資制度一覧表

	主な申し込み資格要件及び注意点	資金使途	融資 限度額	融資期間	融資利率		信用保証	
					融資利率	利子補給	要否	補助
中小企業経営合理化 資金保証融資	1. 原則として同一事業を1年以上営み、かつ市町村税を完納している中小企業者 2. 信用保証対象業種である者	運転資金 設備資金	1,000万円	10年以内	1.5%以内	無	必須	
経営安定化資金融資	1. 市内に事業所を有し、同一事業を1年以上営んでおり、次の(1),(2)のいずれかに該当する者 (1)福島県信用保証協会の福島県無担保無保証人制度保証を受けた者 (2)最近3ヶ月の売上高が、前年同期比5%以上減少している中小企業者 ※セーフティネット保証との併用可能 2. 市町村税を完納している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	(1)5年以内（1年内の据置可） (2)10年以内（1年内の据置可）	1.5%以内 市工業製品認定企業 1.4%以内	年利率1%相当額 (2年間)	必要に応じて	有 (上限20万円)
中心市街地 リノベーション融資	1. 商業区域内の既存物件をリノベーションし、事業用物件へ転換する者又は既存の事業用物件をリノベーションする者 2. 自己所有物件または貸借物件を事業者へ賃貸する者又は当該物件において新たに事業を始める者 3. 市町村税を完納している中小企業者	設備資金 運転資金 ※事業用物件等のリノベーションに係る費用に限る	2,000万円	25年以内 (2年内の据置可)	10年以内 11~20年以内 21~25年以内 ※10年超の場合 変動利率 1.5%以内 2.1%以内 当初1.7%以内を選択可能	1.5%以内 1.9%以内 2.1%以内 年利率相当額 (5年間)	必要に応じて	無
スタートアップ 資金融資	1. 次の(1),(2)のいずれかに該当する者 (1)新たに須賀川市内で事業を開始しようとする者(開業して5年未満のものを含む。) (2)既に中小企業である者から事業を承継する者又は既に中小企業者であつて新たな分野の事業に進出しようとする事業承継者 2. 市町村税を完納している中小企業者	運転資金 設備資金	2,000万円	10年以内 (1年内の据置可)	5年以内 6~10年以内 市の特定創業支援事業により支援を受けた方 5年以内 6~10年以内 1.7%以内 1.5%以内 1.9%以内	年利率1%相当額 (5年間)	必要に応じて	有 (上限35万円)
設備投資促進資金融資	1. 市内に事業所を有し設備投資を行う者 (賃貸用不動産及びその付随施設の購入、建築、修繕に係る費用、土地取得費用、保証協会が設備資金として認めないものは除く) 2. 市町村税を完納している中小企業者	設備資金	3,000万円	10年以内 (1年内の据置可)	1.5%以内	無	必須	